様式第十九の備考４中「６から12まで、15、16及び18」を「６、７、11から13まで、20及び22」に、「備考11」を「備考12」に改め、「と、備考15中「意匠法第42条第５項」とあるのは「意匠法第42条第５項ただし書又は意匠法第44条第３項」を削り、同備考を同様式の備考７とし、同様式中備考３を備考６とし、同様式の備考２中「備考３」を「備考６」に改め、同備考を同様式の備考４とし、同備考の次に次のように加える。

５　特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。意匠法第42条第５項ただし書又は同法第44条第３項ただし書の規定により、現金により登録料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、【納付年分】の欄の次に【登録料の表示】及び【納付番号】の欄を設けて、【納付番号】の欄に納付番号を記載する。

同様式中備考１を備考３とし、同備考の前に次のように加える。

１　【納付者】の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

２　「【納付者】」の欄の【氏名又は名称】（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、【電話番号】又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

（商標法施行規則の一部改正）

第四条　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第十一の備考３中「備考14及び15」を「備考16及び17」に改め、同様式の備考４及び備考６中「備考15」を「備考17」に改め、同様式中備考17を備考19とし、備考13から備考16までを二ずつ繰り下げ、同様式の備考12中「備考15」を「備考17」に改め、同備考を同様式の備考14とし、同様式中備考11を備考12とし、同備考の次に次のように加える。

13　承継人について代理人の選任の届出を商標登録出願により生じた権利の承継の届出と同時にするときは、「【承継人(代理人)】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

同様式中備考10を備考11とし、備考９の次に次のように加える。

10　承継人が商標登録出願により生じた権利の信託の受託者であるときは、「【承継人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて特許法施行規則第26条第１項各号の事項を記載する。

（特許登録令施行規則の一部改正）

第五条　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「別表第一第十三号㈾」の下に「及び㈿イ」を加える。

（電気用品安全法施行規則の一部改正）

第六条　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第二条第二項」を「第二条第五項」に改める。

（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第七条　経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の１の項の技術上の基準の欄中「第２条第２項」を「第２条第５項」に改める。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二十四号中「第十四条第一項」を「第十四条第三項」に、「により」を「によね」に改め、同条第二十七号ヲからツまで中「第十九条第六項」を「第十九条第七項」に改める。

第十二条中「商標登録出願又は」を「商標登録出願若しくは」に改め、「の願書」の下に「又は登録料納付書」を加え、同条の表上欄中「第十条第十五号に規定する手続」の下に「（登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合にあっては、登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）」を加える。

第十三条第一号中「いずれかの電子証明書」の下に「（第十条第五号の規定による特定手続を行う者にあっては、次のイ又はハに掲げる電子証明書に限る。）」を加え、同号ロ中「イ」の下に「及びロ」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

第十九条第一項第八号及び第九号中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改め、同項第十四号中「第十九条第六項」を「第十九条第七項」に改める。

第二十三条の四中第二十五号を第二十六号とし、第十三号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「第十九条第六項」を「第十九条第七項」に改め、同号を第十三号とし、同条中第九号から十一号を一号ずつ繰り下げ、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　特許法第五十条の二（同法第百五十九条第二項及び第百六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

別表第一第一号中「から第十号まで、第二十号及び第二十一号」を「、第十号、第十一号、第二十一号及び第二十二号」に改め、同表第二号中「から第十号まで及び第十九号から第二十二号まで」を「、第十号、第十一号及び第二十号から第二十四号まで」に改め、同表第三号及び第四号中「第九号、第十一号、第二十号及び第二十一号」を「第十号、第十二号、第二十一号及び第二十二号」に改め、同表第五号中「第九号、第十一号から第十八号まで、第二十号及び第二十一号」を「第十号、第十二号から第十九号まで、第二十一号及び第二十二号」に改め、同表第六号中「から第十八号まで、第二十号及び第二十一号」を「、第十号から第十九号まで、第二十一号及び第二十二号」に改める。

様式第二十の備考３中「及び大学等技術移転促進法第12条第１項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）」及び「及び認定事業者」を削る。

様式第二十一の備考２中「及び認定事業者」を削る。

様式第二十二の備考３中「11及び26」を「11、15及び26」に改め、「並びに様式第19の備考１」の下に「及び３」を加え、同備考を同様式の備考６とし、同様式中備考２を備考５とし、備考１を備考４とし、同備考の前に次のように加える。

１　手続をした者の新たな代理人が第12条の規定に基づき登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第14条第１項の規定による請求をするときは、「【納付者】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設けて、当該代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記録する。ただし、登録料を納付しようとする者が当該代理人と同一の者である場合は、この限りでない。

２　「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。「【代理人】」の欄についても同様とする。

３　第12条の規定により、登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第14条第１項の規定による請求をするときは、「【納付年分】」の欄の上に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記録する。この場合において、特例法施行規則第40条第１項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは「【登録料の表示】」の欄の「【納付金額】」には見込額から納付に充てる意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。また、「【意匠登録出願人】」の欄には、「【氏名又は名称】」の上に「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」を記録しなければならない。